

外国人児童・保護者対応のための職員を派遣します

千葉市幼保指導課 人事管理班

千葉市公立保育所では外国語の話すことのできる保育補助職員を配置しており、市内保育園等への派遣も可能です。以下、よろしければ活用のご検討をお願いいたします。

(1) 趣旨

日本語が通じず、児童・保護者とのコミュニケーションが十分に行えないことが原因で、保育の提供に問題を抱える保育園・認定こども園等に対し、外国語の話すことのできる保育補助職員を派遣し、職員と児童・保護者との言葉の橋渡しを行うことにより、問題解決を図る。

(2) 対応言語（派遣元保育所）

- ①中国語（高浜第一保育所、高洲第一保育所） ②スペイン語（花見川第二保育所）

(3) 申し込み方法

- ①職員シフト表（別添1）を確認してください。

網掛けされている部分が、派遣可能な時間枠となります。

- ②依頼票（別添2）にて、必要事項を記入し、幼保指導課人事管理班まで送付ください。

【申し込みにあたっての留意事項】

- ・派遣可能な時間は、1回当たり最大4時間

（派遣元保育所から貴園への移動時間込）

申込みに際しては、時間に余裕をもって予約ください。特に、保育に関する説明の場では、比較的時間を要することが想定されますので、派遣可能時間に収まる範囲での依頼としていただきますよう、ご留意願います。

事前打合でお約束した時間を超えた場合、原則、途中で退出させていただきます。

- ・依頼は、原則、児童または保護者とのコミュニケーション補助に限ります。

OK…児童・保護者との会話補助、面談の同席、外国人の方を対象とした保育説明会などへの同席

NG…保育に関する相談、翻訳文書の作成、コミュニケーション補助以外の保育補助業務

- ・派遣に当たり、下記事項にご協力いただくことが必要となります。

- ①派遣当日までに、事前打ち合わせをすること

※打合せの前に、派遣当日に説明する内容（文章）を派遣元保育所に送付ください。

- ②派遣当日は、派遣職員の送迎を行うこと（最寄駅⇄派遣先の随伴でも可）

- ③幼保指導課から派遣元保育所に対し対応可否の確認を行い、結果をメールでご連絡します。

- ④対応可であれば、その後は派遣元保育所と直接調整をお願いいたします。

(4) 費用…無料（派遣職員の交通費は市で負担します）

(5) 連絡先…shido.CFE@city.chiba.lg.jp（申込メール送付先）

メールの件名は「外国人児童・保護者対応職員の派遣について（園名）」としてください。

担当

幼保指導課 人事管理班 広川

TEL 043-245-3188